

ボランティア情報の取り扱いに関する方針

2022年4月1日

青山学院大学シビックエンゲージメントセンターでは、以下に該当する募集团体の活動を、学内掲示板、ファイル閲覧、ホームページ、ソーシャルメディアやコーディネーターによる相談業務等を通じて、学生に広くボランティア活動の情報提供をしております。

- (1) 公益性・公共性が高い活動。
- (2) 営利を目的としない活動。
- (3) 活動にあたり、安全性が高いと判断される活動。
- (4) 受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴った対応をする活動。

1. ボランティア募集の受付

- (1) 初めてボランティア学生を募集する団体は、所定の「ボランティア募集团体登録票」に記入の上、「団体の責任者の名刺」、「組織概要がわかるパンフレット等」および「ボランティア募集チラシ」を郵送もしくは持参にて提出をお願いします。（教育委員会等の公共的機関の場合は、この限りではありません。）ただし、個人でボランティア募集を希望される場合は、地域の社会福祉協議会およびその他関連機関へご依頼ください。
- (2) 登録完了後、お預かりしたボランティア情報を、ポスターやチラシ等で本学学生に周知します。
 - ア. ボランティア募集团体には、必要に応じて、規約、役員名簿、収支報告書、活動報告等の団体の実績がわかる書類等の提出をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。
 - イ. 本学学生がボランティア活動を行った際に、募集条件と異なる状況が判明した場合、精神的・肉体的苦痛を受けた場合等には、そのボランティア団体の募集を停止いたします。

2. ボランティア募集团体・活動の選定基準

- (1) ボランティア募集をおこなう団体の範囲、活動分野や範囲、法人格の有無は問いません。
[具体例]
ボランティア・市民活動団体（任意団体、NPO団体）、社会福祉法人、医療法人、学校法人、社団法人、財団法人等の公益法人、国や地方自治体、独立行政法人など。
- (2) ボランティア募集团体の受け入れ体制について

- ア. ボランティアの募集や受け入れの担当者が明確であること。
 - イ. 有償活動（雇用とみなされるような活動）とボランティア活動を明確に区別していること。
- (3) 以下に該当するものは受付できません。また、この選定基準は受付時のみでなく、活動中にも適用いたします。
- ア. 法令に違反するもの。
 - イ. 公序良俗に反するもの。
 - ウ. 人体に有害なもの、危険が伴うもの。
 - エ. 政治的・宗教的活動を主たる目的とするもの。
 - オ. その他、シビックエンゲージメントセンターが不適当であると判断するもの。

3. ボランティア受け入れ団体との申し合わせ

ボランティア受け入れ団体とシビックエンゲージメントセンターとは、以下の点を申し合わせ事項として確認します。

- (1) ボランティア受け入れ団体はボランティア申込者に対し、活動内容や条件等を提示し、その内容について両者の間で合意の上、活動を始めることとする。
- (2) ボランティア受け入れ団体は活動を始める前に、オリエンテーション等を実施し、活動に必要な情報や留意点をあらかじめ伝達し、活動が始まった後は、必要に応じて研修・支援等を行うこととする。
- (3) ボランティア活動中は、各団体ボランティア担当スタッフとともに活動を行うこととする。
- (4) 学生がボランティア活動を行う際には、あらかじめボランティア保険に加入していることを必ず確認し、未加入の場合は活動させないこととする。
- (5) 次の内容を含む活動については紹介できないものとする。
 - ア. 22時以降6時までの深夜早朝活動
 - イ. 精神的、肉体的苦痛が心配されるもの
 - ウ. 原則として、水泳監視、ベビーシッターおよび病人の介護等の人命にかかわることが予想されるもの
 - エ. 原則として、車の運転
 - オ. 本来、有資格者によってなされるべき活動

4. 免責事項

シビックエンゲージメントセンターで紹介するボランティア情報に関して発生したトラブル等に対し、当センターでは責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。

以上